

(2) 成年後見制度の利用の促進 ● ● ● ● ● ● ●

① 国の動向について

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、2016（平成28）年5月に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「促進法」という。）施行されました。

この法律において、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとされており、2017（平成29）年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

また、地方公共団体に対しても、成年後見制度の利用の促進に向けて自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務が定められており、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

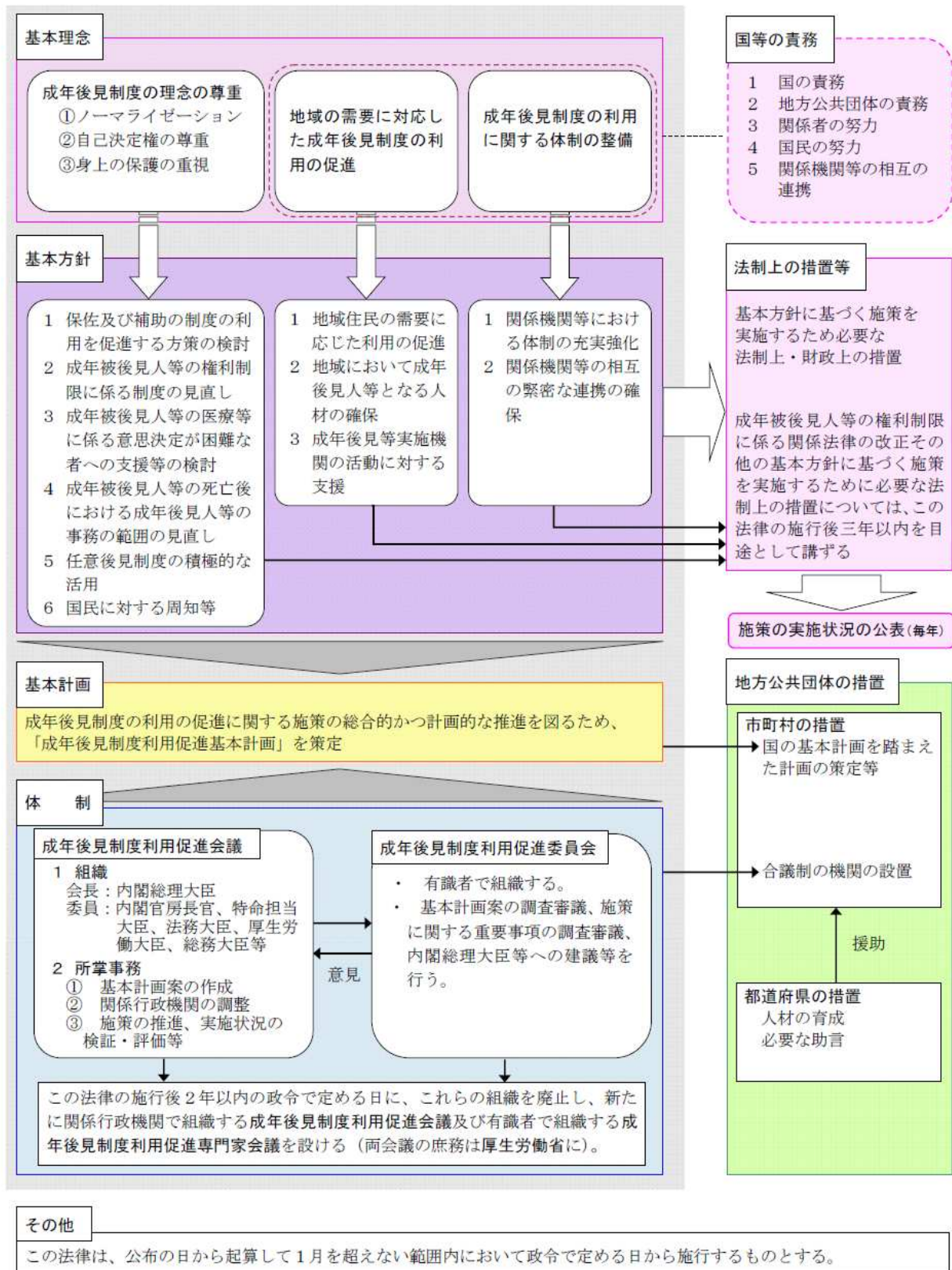
【参考】

成年後見制度利用促進基本計画のポイント
・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき策定 ・計画の対象期間は概ね5年を念頭（平成29年度～33年度） ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 ＜別紙1参照＞ ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定 ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等
(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視 ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等 ・診断書の在り方の検討
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談 ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り ・「協議会」等(注2)によるチームの支援 ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性 ・広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等） ・相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等） ・利用促進（マッチング）機能 ・後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等） ・不正防止効果
(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討（預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み）

注1：福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制
 注2：福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

出典：内閣府ホームページ（成年後見制度利用促進基本計画について）

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



出典：内閣府ホームページ（成年後見制度利用促進）

② 国の動向を踏まえた大阪市の方針

国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」において、市町村の役割とされている、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等にかかる大阪市の方針を、本計画において定め、取り組みを進めていきます。

○ 大阪市の方針

- ・大阪市では、権利擁護支援の取り組みとして既に「大阪市成年後見支援センター」を設置していることから、同センターを中核機関として位置づけたうえで、その機能強化を図り、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」の設置・運営や、本人を中心とする「チーム」を支援する、「権利擁護の地域連携ネットワーク」を構築します。
- ・また、今後の権利擁護支援を必要とする人の増加に対応するため、市民後見人の養成・支援を強化します

※ 詳細は、第4章-「3-2 成年後見制度の利用促進」(P116)を参照